(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会(以下「本協会」という。)が運営する入居者生活保証制度(以下「本制度」という。)について、入居者生活保証制度業務方法書(以下「業務方法書」という。)に基づき、運用方法を定めることを目的とする。

(拠出金額算定時の特例)

- 第2条 入居契約時に会員が前払金を「入居一時金(前払家賃をいう。)」と「その他前払金(前払家賃以外の前払金)」とに分けて受領しており、それぞれの償却期間が9年以内と9年超に分かれる場合は、業務方法書別表記載の拠出金額を算定するにあたっては、拠出金額算定上の償却期間は「入居一時金(前払家賃をいう。)」の償却期間とする。
- 2 入居者生活保証制度業務方法書 別表(注2)で規定している2人入居の場合の拠出金の額の算出において、それぞれの入居者が適用する前払金についても前項と同様の場合、 拠出金額算定上の償却期間は「入居一時金(前払家賃をいう。)」の償却期間とする。

(拠出金の納入)

- 第3条 会員が拠出金の納入を行う際は、振込手数料を負担して所定の銀行口座に振り込むものとする。
- 2 会員が、前項の口座とは異なる当協会の口座に振り込んだ場合は、振込手数料を減じた上で当該拠出金を返還するものとする。

(拠出金の返還特例)

- 第4条 本制度に登録された入居者の保証終了が、次の各号のすべてに該当する場合は、 業務方法書第12条の規定にかかわらず、本協会は、当該保証に係る拠出金を返還する ものとする。
- (1)入居契約に定める起算日(注1)から解約及び死亡による契約の終了が3月以内であること。ただし、前払金の返還に関し、老人福祉法及び同施行規則の規定に沿った返還を行っていること。
- (2) 入居者等へ前払金の返還をした日(注2) から起算して14日以内に、本手続に要する書類が本協会に提出されたこと。
- (3) 入居者等への前払金返還が、入居契約の解約及び死亡による契約の終了から6月以内であること。
- 2 本協会は、前項の場合、当該返還に要する振込手数料等の事務費用、及び本協会が報告を受けた月まで負担した保険料実費(以下、事務費用及び保険料実費を併せて「事務費用等」という。)を減じた上で、速やかに拠出金を会員に返還するものとする。ただし、業務方法書第24条第2項(1)ただし書又は同条第4項各号に規定するいずれかの場合(以下本項において「移り住み等の場合」という。)に該当するときにおける当初の入居契約の解約・終了が、前項(1)本文に該当する場合は、当該保証に係る拠出金は、移り住み等の場合において効力が存続することとなった保証制度の保証のための拠出金に充当する。
- 3 一室2人入居の場合において、入居者のうちどちらか一方の入居契約につき本条第1項に該当する場合、前項の規定をその者に対して適用し、本協会はその者に係わる拠出金を返還する。なお、一方の入居契約が解約・終了した時点以降に他方の入居者にあらたに適用となる保証金額(その保証金額が変更しない場合も含む)に該当する拠出金(注

3)が、他方の入居者の当初の拠出金を上回る場合は、その拠出金の差額を会員は本協会に支払うこととする。他方の入居者の当初の拠出金があらたな拠出金を上回っている場合は、本協会は会員へその拠出金の差額を返還しない。

(注1)

業務方法書第24条第2項(1)ただし書及び同条第4項に該当した場合は、第1項 (1)の「入居契約に定める起算日」は、「当初の入居契約に定める起算日」と読み替 える

(注2)

前払金の返還が生じない場合、第1項(2)の「前払金の返還をした日」は、「入居 契約の解約及び死亡により契約が終了した日」と読み替える

(注3)

拠出金の額は業務方法書別表に定めるとおりとする(以下同じ)。なお拠出金の算出にあたり、一方の入居契約が解約・終了した時点の他方の入居者の満年齢を基準とする

(3人以上の入居者が同居する場合の取扱い)

- 第 5 条 3 人以上の入居者が同居する場合の拠出金の額につき、満年齢が低い方の入居者 より、保証金額が高い方から順に適用して算出する。
- 2 同居する入居者の1人が他より先に入居契約を解約・終了した場合、残りの入居者の 保証金額は以下のとおりとする。
- (1) 先に入居契約が解約・終了した者の保証金額が、残りの者のいずれかの保証金額より高い場合は、残りの者のうち最も保証金額が低い者の保証金額のみが、先に入居契約が解約・終了した者の保証金額まで増額される。この場合において、最も保証金額が低い者が複数いる場合は、それらの者と会員で協議し、合意により決せられた者1名の保証金額を同じく増額する。
- (2) 先に入居契約が解約・終了した者の保証金額が、残りの者の保証金額より低い場合 は、残りの者の保証金額はいずれも増額はなされない。
- 3 先に入居契約が解約・終了した者に係わる入居契約につき第4条第1項に該当する場合、同条第2項の規定をその者に対して適用し、本協会はその者に係わる拠出金を返還する。なお、残りの入居者に関してあらたな保証金額(保証金額が変更しない場合も含む)に基づきあらためて算出した拠出金(注)の合計額が、残りの入居者の当初の拠出金の計額を上回る場合は、その拠出金の差額を会員は本協会に支払うこととする。残りの入居者の当初の拠出金合計額があらたな拠出金合計額を上回っている場合は、本協会は会員へその拠出金の差額を返還しない。

(注)

拠出金の算出にあたり、入居契約が解約・終了した時点の、残りの入居者の満年齢を 基準とする

(前払金の額の変更)

- 第6条 次の各号に該当する場合は、保証金額を保証の中途で増額出来るものとする(以下、かかる増額がされる前の保証金額を「増額前の保証金」という。)(注1)(注3)。 (2) の場合においては、入居契約時に会員が受領した前払金と追加で受領する前払金
  - (2) の場合においては、人居契約時に会員か受領した前払金と追加で受領する前払金 それぞれの合計額を、業務方法書別表記載前払金のあらたな金額とする。
  - (1) 入居契約時に前払金を会員が受領し本制度の保証が開始された後に、入居契約を一 旦解約・終了し再度終了日までに新たな入居契約を締結して月払い以外の前払金の額が 当初入居時より増額した場合

- (2) 月払い以外の前払金を当初の入居契約に基づき会員が追加金額にて受領する場合
- 2 前項の場合、増額したあらたな前払金に該当する拠出金につき、あらたな入居契約を締結した時点、もしくは追加前払金を会員が受領した時点における入居者の満年齢に応じた額とし、当初の拠出金(注2)(注4)を上回る場合はその差額を会員は本協会に支払うこととする。
- 3 前項において当初の拠出金(注2)(注4)があらたな拠出金を上回っている場合は、 本協会は会員へ差額の拠出金を返還しない。
- 4 会員が第1項各号のいずれかに該当し、本協会に対して第2項の差額を支払った場合において、事後に第4条第1項に該当したとき(ただし、この場合において、第1項(1)については、第4条第1項(1)の「入居契約に定める起算日」を、「新たに締結した入居契約に定める起算日」と読み替えるものとし、第1項(2)については、第4条第1項(1)の「入居契約に定める起算日」を、「入居者が条件変更後の入居契約が予定する居室に移り住み、かつ、条件変更後の入居契約が効力を生じることとなった日(ただし、他の居室への移り住みを伴わない条件変更の場合には、条件変更後の入居契約が効力を生じることとなった日とする。)」と読み替えるものとする。)は、同条第2項の規定はその差額に係る拠出金に対して、増額前の保証金に係る拠出金と区別して適用する。なお、念のため付言すると、保証金額増額後の入居契約の解約又は死亡による契約の終了が当初の入居契約に定める起算日から3月以内に生じた場合は、本協会が受領した拠出金の総額に対して同条第2項の規定を適用する。

## (注1)

業務方法書「2人の入居者が同居する場合の保証金額に関する特則」に該当し、その 後他方の入居者の前払金の額が増額する場合も含む

### (注2)

(注1)に該当する場合の「当初の拠出金」は、「増額された他方の入居者の保証金額に該当する、増額された時点の他方の入居者の満年齢に応じた拠出金」と読み替える(注3)

本規程第5条第2項(1)に該当し保証金額が増額された残りの入居者の前払金の額が、その後増額する場合も含む

#### (注4)

(注3)に該当する場合の「当初の拠出金」は、「本規程第5条第2項(1)に該当 し増額された保証金額に該当する、増額された時点の満年齢に応じた拠出金」と読み替 える

### (規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会において行う。

# 附則

- 1 本規程は、2007年4月26日から施行する。
- 2 本規程の改正は、2007年8月24日から施行する。
- 3 本規程の改正は、2012年10月17日から施行する。
- 4 本規程の改正は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会設立の登記の日(2013年4月 1日)から施行する。
- 5 本規程の改正は、2017年 11月 15日以降に入居追加契約を締結した本制度の保証について適用とし、同日から施行する。
- 6 本規程の改正は、2018年12月13日から施行する。

- 7 本規程の改正は、2020年5月19日から施行する。
- 8 本規程の改正は、2024年4月1日から施行する。